

○「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針」(平成28年3月29日閣議決定)に基づき、児童虐待防止対策に関する企画及び立案並びに総合調整の業務が、内閣官房から厚生労働省に移管されたことに伴い、厚生労働省において、児童虐待防止対策に関し、関係府省庁間の必要な調整等を行うため、連絡会議を開催する。

1. 構成メンバー

○内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省（合計6府省庁）

2. 会議形態

(1) 関係府省庁連絡会議（局長級会合）

- 趣 旨：連絡会議は、基本方針を踏まえ、関係府省庁が緊密に連携し、総合的な児童虐待防止対策について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進する。
- 開催頻度：必要に応じて開催
- 構成：議長：厚生労働大臣
議長代理：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
構成員：【内閣府】政策統括官（共生社会政策担当）（内閣府子ども・子育て本部統括官併任）
【警察庁】生活安全局長
【総務省】自治財政局長
【法務省】民事局長、刑事局長、人権擁護局長
【文部科学省】生涯学習政策局長、初等中等教育局長
【厚生労働省】社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、政策統括官（社会保障担当）

(2) 関係府省庁連絡会議幹事会（課長級会合）

- 趣 旨：幹事会は、連絡会議の下に、その方針を受けて、関係府省庁において相互に緊密な連携を取りつつ、総合的な児童虐待防止対策に適切に対応するため、情報の共有、具体的な連携・協力方法の検討、確認等を行う。
- 開催頻度：月1回程度
- 構成：議長：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長（政策統括官付社会保障担当参事官室併任）
構成員：各府省庁担当参事官、担当課長

※会議の庶務は、関係府省庁の協力を得て、厚生労働省において処理する。

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議の開催について

平成 28 年 5 月 10 日
関係府省庁申合せ(案)

- 1 「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」（平成 28 年 3 月 29 日閣議決定）を踏まえ、関係府省庁が緊密に連携し、総合的な児童虐待防止対策について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進するため、「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議長	厚生労働大臣
議長代理	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
構成員	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（内閣府子ども・子育て本部統括官併任）
	警察庁生活安全局長
	総務省自治財政局長
	法務省民事局長
	法務省刑事局長
	法務省人権擁護局長
	文部科学省生涯学習政策局長
	文部科学省初等中等教育局長
	厚生労働省社会・援護局長
	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
	厚生労働省政策統括官（社会保障担当）
- 3 連絡会議の下に、幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、関係府省庁の協力を得て、厚生労働省において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(参考)

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会構成員

議長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長（政策統括官付社会保障担当参事官室併任）
構成員	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（総括担当）（内閣府子ども・子育て本部参事官（総括担当）併任） 警察庁生活安全局少年課長 総務省自治財政局調整課長 法務省民事局参事官 法務省刑事局参事官 法務省人権擁護局参事官 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長 厚生労働省参事官（社会保障担当参事官室長併任）

児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について

〔平成 28 年 3 月 29 日
閣 議 決 定〕

「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」（平成 27 年 1 月 27 日閣議決定）の趣旨を踏まえ、これまで内閣官房において担当していた児童虐待防止対策に関する企画及び立案並びに総合調整の業務を、今後、厚生労働省に移管することとし、厚生労働省において、関係府省庁の必要な調整等を含め、本問題に取り組むに当たり、内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）第 12 条第 2 項第 2 号に基づき、本基本方針を定める。

1. 基本的な方針

児童虐待防止対策については、これまでも関係府省庁の協力の下、政府全体として取り組んできたところである。しかしながら、平成 26 年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は過去最大の 88,931 件となり、5 年で約 2 倍になるなど増加が続き、また、児童虐待事例が深刻化及び複雑化していることから、児童相談所、学校、警察等の関係機関の連携の強化をはじめ、子供に関する他の施策とも連携した児童虐待防止対策を講ずることが求められている。このため、児童虐待につき、平成 28 年 4 月以降は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）を所管し、児童虐待の防止を所掌する厚生労働省において、関係府省庁間の必要な総合調整を行うこととする。

児童虐待防止対策に関する業務については、関係府省庁が緊密に連携し、発生予防、発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進することとする。

2. 1. に基づき行う事務の内容と関係府省庁

政府が一体的かつ効率的に児童虐待防止対策に適切に対応するため、関係府省庁においては相互に緊密な連携を取りつつ、以下のとおり事務を分担して協力するものとする。

- (1) 厚生労働省は、関係府省庁間の必要な調整等を行うため、児童虐待防止対策に関する関係府省庁による連絡会議を開催するなど、厚生労働省設置

法（平成 11 年法律第 97 号）第 4 条第 3 項¹に基づき、児童虐待防止対策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行うとともに、所掌する事務に当たることとする。

- (2) 厚生労働省以外の関係府省庁は、(1) の事務の実施に際し、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、児童虐待防止対策に関して所掌する事務に当たることとする。

¹平成 28 年 4 月 1 日施行（内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 66 号））